

## 宮城県犬及び猫の譲渡実施要綱

### 第1 目的

この要綱は、宮城県が設置する保健所（支所を含む。以下同じ。）及び宮城県動物愛護センター（以下「センター」という。）に收容される犬及び猫について、終生飼養を推進するため行う譲渡に関して、必要な事項を定める。

### 第2 定義

- (1) この要綱において、「譲渡動物」とは、保健所又はセンターに收容された動物のうち、宮城県知事（以下「知事」という。）が第7に定める基準を満たした犬及び猫をいう。
- (2) この要綱において、「個人譲渡対象者」とは、譲渡動物の譲り受けを希望する者で、別表第1の基準に適合する者をいう。
- (3) この要綱において、「登録譲渡対象者」とは、年間複数頭の譲渡動物の譲り受け又は非営利で譲渡動物の新たな飼い主探しを行うための譲り受けを希望する個人又は団体で、宮城県が作成する登録譲渡対象者の名簿に登録された者をいう。

### 第3 譲渡対象者

譲渡動物を譲り受ける者は、個人譲渡対象者又は登録譲渡対象者とする。

### 第4 登録申請等

登録を受けようとする団体等は、申請書（様式第1号）に別表第2に定める書類を添えて、知事に提出するものとする。

- 2 知事は、前項の規定による申請があったときは、申請者が別表第3に定める基準に適合しているか審査し、当該基準に適合していると認めるときは、名簿に登録する。審査にあたっては、必要に応じて飼養状況等の調査を行う。
- 3 登録譲渡対象者は、申請書の内容に変更があった場合、速やかに、登録内容変更届出書（様式第4号）を知事に提出する。
- 4 登録譲渡対象者は、登録を廃止する場合、登録廃止届出書（様式第5号）を知事に提出する。
- 5 知事は、登録譲渡対象者に対して、必要に応じて調査をし、登録譲渡対象者が別表第3に定める基準に適合しなくなると認めるときは、当該登録を抹消することができる。

## 第5 譲渡動物の譲渡

個人譲渡対象者が譲渡動物の譲り受けを希望するときは、譲渡申請書（動物の愛護及び管理に関する条例施行規則（平成13年宮城県規則第27号。以下「規則」という。）様式第4号）及び誓約書（様式第2号）を提出するものとする。

なお、申請に当たっては、本人確認のできる書類を知事に提示し、又はその写しを提出するものとする。

- 2 登録譲渡対象者が譲渡動物の譲り受けを希望するときは、譲渡申請書（規則様式第4号）を提出するものとする。

なお、申請に当たっては、本人確認のできる書類を知事に提示し、又はその写しを提出するものとする。

- 3 知事は、第一項及び前項の譲渡申請に基づく譲渡が適正であると判断した場合は、当該譲渡動物を申請者に譲渡する。

なお、知事は登録譲渡対象者に対し、譲渡動物に関する情報を譲渡動物に関する書（様式第6号）に記入し、交付するものとする。

## 第6 譲り受ける者の責務等

譲り受ける者は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第7条の規定に基づく、動物の適正な飼養及び保管
- (2) 動物の愛護及び管理に関する条例（平成12年宮城県条例第137号。以下「条例」という。）第6条及び第7条の規定に基づく、動物の適正な飼養及び保管
- (3) 犬にあつては、狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第4条及び第5条の規定に基づく、犬の登録及び狂犬病予防注射の実施
- (4) 譲り受けた犬又は猫について、自己の所有又は管理に係るものであることを明らかにするための措置の実施
- (5) 猫にあつては、原則室内における適正な飼育及び保管

## 第7 動物の選定基準

譲渡動物の選定基準は、原則として下記項目を満たすものとする。

- (1) 視診、触診等により異常が認められない個体
- (2) 収容期間中に社交性、支配性、攻撃性、警戒心等に係わる問題行動がない、又は飼育の過程で矯正できると判断される個体
- (3) その他、保健所又はセンターの長が不適と判断する事項がない個体

## 第8 譲渡後の調査等

知事は、本要綱に基づき譲渡した者に対し、譲渡後の飼養管理状況等について調査を行うことができる。

- 2 登録譲渡対象者は、譲渡動物を新たな飼い主に譲渡した時は、譲渡動物に関する書（様式第6号）に付した個体管理番号ごとに新たな飼い主に係る情報（住所、氏名、年齢、連絡先）を記録し、3年間保存するものとする。
- 3 登録譲渡対象者は、譲渡動物に関する書（様式第6号）に送信者の情報（名称・氏名、電話番号）と譲渡動物の状況（新たな飼い主への譲渡、会員による終生飼養、死亡等）を記入し、その事実が発生した日から30日以内に動物を譲り受けた公所（保健所又はセンター）の長に報告するものとする。

### 附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、令和7年10月1日から施行する。

別表第1（要綱第2関係）

個人譲渡対象者の基準

- (1) 原則として宮城県内に在住する18歳以上の者であること。
- (2) 犬を譲り受ける者は、原則、本県が実施する譲渡前講習を修了した者、又は同等の資格を有する者であること。
- (3) 非営利の目的で譲り受ける者であること。
- (4) 譲渡動物の飼養にあたり家族全員の同意が得られていること。
- (5) 譲渡動物を終生飼養できる者であること。
- (6) 譲渡動物に対し不妊・去勢手術又はこれに代わる確実な繁殖制限措置を行える者であること。
- (7) 譲渡動物の飼育場所が集合住宅又は借家の場合にあつては、動物の飼養が承認されていること。
- (8) 譲渡動物を適正に飼養できる環境であること。
- (9) 誓約書（様式第2号）の内容を理解し遵守できる者であること。
- (10) 知事が行う調査・指導に協力する者であること。
- (11) その他知事が必要と認める基準に適合すること。

別表第2（要綱第4関係）

登録譲渡対象者の登録申請時の添付書類

- (1) 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書
- (2) 飼養施設の平面図及び付近の見取図
- (3) 誓約書（様式第3号）
- (4) 団体の場合は会員名簿及び一時飼養者名簿
- (5) 活動実績書及び活動計画書
- (6) その他知事が必要と認めるもの

### 別表第3（要綱第4関係）

#### 登録譲渡対象者の基準

- (1) 代表者（以下「代表者」という。）は、動物愛護精神の高揚及び適正飼養の普及啓発を行う者であり、宮城県の譲渡事業に協力する者であること。
- (2) 原則として、活動拠点が県内に存在し、18歳以上の代表者がいること。代表者が県内に在住していない場合には、県内在住の会員から代表者を代行する責任者を選出すること。
- (3) 譲渡動物の受渡しは、原則として、代表者が実施すること。ただし、代表者が実施できない場合は、会員等が代わることができる。
- (4) 代表者、会員、一時飼養者は別表第1（3）から（8）に適合する者であること。また、譲り受けた動物を新たな飼い主に譲渡する際には、新たな飼い主に対し本要綱第6及び別表第1（3）から（8）の基準を遵守させるよう努めること。
- (5) 代表者、会員、一時飼養者は、誓約書（様式第3号）の内容を理解し遵守できる者であること。
- (6) 知事が行う調査・指導に協力する者であること。
- (7) その他知事が必要と認める基準に適合すること。